

令和5年7月定例教育委員会
議案説明資料

報告 0件

議案 3件

計 3件

番号	議案第16号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市内の住宅開発の状況や市立小中学校に在籍する児童生徒数の推移等を踏まえて、松原市立小中学校の通学区域について審議する委員について、前任者の役員交代に伴い、新たに委員の委嘱を行うものです。</p> <p>(松原青年会議所1名)</p> <p>(任期) 前任者の残任期間(委嘱日から令和6年9月24日)</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市立小中学校通学区域審議会委員名簿

任期：令和6年9月24日まで

	氏名	役職または所属	分類	備考
1	くぼ 久保 <small>たかなり</small> 貴作	松原市議会議員	市議会の議員	継続
2	おおた 太田 <small>かずゆき</small> 和之	松原市議会議員	市議会の議員	継続
3	いとうえ 井上 <small>あきひと</small> 彰人	松原市議会議員	市議会の議員	継続
4	いけだ 池田 <small>ゆきのり</small> 幸則	松原市議会議員	市議会の議員	継続
5	なべたに 鍋谷 <small>さとし</small> 悟	松原市議会議員	市議会の議員	継続
6	うねまつ 植松 <small>えいじ</small> 栄次	松原市議会議員	市議会の議員	継続
7	いけうち 池内 <small>ひでひと</small> 秀仁	松原市議会議員	市議会の議員	継続
8	つつみ 堤 <small>みのる</small> 實	新町地区町会連合会 会長	学識経験のある者	継続
9	やぶの 藪野 <small>まさかず</small> 正一	新町地区町会連合会 副会長	学識経験のある者	継続
10	しまや 嶋屋 <small>ひろか</small> 浩華	松原市PTA協議会副会長	学識経験のある者	継続
11	にしい 西井 <small>じゅん</small> 潤	松原市PTA協議会副会長	学識経験のある者	継続
12	さかの 坂野 <small>りょう</small> 良	松原市PTA協議会副会長	学識経験のある者	継続
13	よしむら 吉村 <small>のりよし</small> 盛善	松原商工会議所特別顧問	学識経験のある者	継続
14	きとう 佐藤 <small>まさる</small> 將	松原青年会議所理事長	学識経験のある者	新規
15	にしだ 西田 <small>たかし</small> 孝司	社会教育委員委員長	学識経験のある者	継続
16	あきやま 秋山 <small>わたる</small> 弥	阪南大学名誉教授	学識経験のある者	継続
17	もり 森 <small>すすむ</small> 奏	松原中学校長	学校の長	継続
18	よこた 横田 <small>まさあき</small> 雅昭	河合小学校長	学校の長	継続
19	はしもと 橋本 <small>あきら</small> 明	市長公室長	市の職員	継続
20	ふくもり 福森 <small>ひろみつ</small> 弘充	市民生活部長	市の職員	継続

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小中学校の通学区域について調査、審議をし、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学校の長
- (3) 市の職員
- (4) 学識経験のある者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条各号（第4号を除く。）に掲げる者のうちから委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失った場合は、委員の職を失う。

3 教育委員会は、前各項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めた場合は、任期途中において、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会の会議において必要と認めたときは、議事に関係のある者の出席を求め意見を聞くことができる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行なう。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会で定める。

番号	議案第17号	担当	学校教育部 教育推進課
議案名	令和6年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書（中学校）の採択について		
説明	<p>（趣旨及び内容）</p> <p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定に基づき、令和6年度使用教科用図書について、令和5年度と同一の教科用図書を採択するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

発令 : 昭和38年12月21日法律第182号

最終改正 : 令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容 : 令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

発令 ； 昭和39年2月3日政令第14号

最終改正：令和元年9月11日号外政令第97号

改正内容：令和元年9月11日号外政令第97号[令和2年4月1日]

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われなかったこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われなかった場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

教 小 中 第 1203 号
令 和 5 年 4 月 14 日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

義務教育諸学校における令和6年度使用教科用図書の採択について（通知）

このたび、大阪府教育委員会は、大阪府教科用図書選定審議会の答申に基づき、標記採択事務についての基本事項を別添のとおり定めました。

つきましては、この基本事項に基づき教科用図書の採択事務処理を厳正に行い、適切に処理されるよう特に御配慮願います。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、令和5年5月11日（木）に開催の教科書採択給与事務担当者会等において説明する予定です。

連絡先

担 当 市町村教育室 小中学校課
学事グループ 前川

電 話 06-6941-0351 （内線3425）

F A X 06-6944-3826

E-mail MarkawaRyo@mbox.pref.osaka.lg.jp

令和6年度 使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項

1 市町村教育委員会における採択の基準について

- (1) 小学校及び義務教育学校前期課程（以下、小学校とする）においては、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部および中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下、「附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）」という）を除き、令和6年度使用教科用図書の採択の基準を次のとおりとする。
 - ア 採択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や児童の実態に応じて最も適切な教科用図書を採択すること。
 - イ 大阪府教育委員会（以下、「府教育委員会」という）が別に提示する種目ごとの小学校教科用図書選定資料を活用すること。
 - ウ 2以上の町村を合わせた地域で構成された採択地区（以下、「共同採択地区」という）の関係町村教育委員会が採択する場合には、2（1）に定める教科用図書採択地区協議会運営要領によること。
 - エ 指定都市並びに1市1採択地区（以下、「単独採択地区」という）の教育委員会が採択する場合には、2（2）に定める教科用図書選定委員会運営要領によること。
- (2) 中学校及び義務教育学校後期課程（以下、中学校とする）においては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という）第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和5年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要があるときは、令和2年度及び令和3年度の採択基準に準じて行うこと。
- (3) 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合の基準を次のとおりとする。
 - ア 児童・生徒の障がいや発達状況を考慮し、最も適切な教科用図書を採択すること。
 - イ 文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が別に提示する小学校教科用図書選定資料、令和2年度に提示した中学校教科用図書選定資料、並びに、令和3年度に提示した中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が令和4年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

2 採択地区協議会並びに選定委員会運営要領について

(1) 教科用図書採択地区協議会運営要領

共同採択地区内の関係町村教育委員会は、無償措置法第13条第4項の規定により教科用図書採択地区協議会（以下、「協議会」という）を設置し、協議により定めた規約のほか、次の要領によって運営すること。

- ア 協議会は、教科用図書の調査及び研究を行い、関係町村教育委員会の諮問に応じて答申すること。
- イ 協議会の会議において必要な場合には、府教育庁職員の指導・助言を求めることができる。
- ウ 専門的な調査検討を行うため、調査員を置くこと。
- エ 調査員は、関係町村教育委員会の事務局職員並びに所管する小・中学校の校長・教員のうちから、当該教科についてすぐれた専門的知識を有する者を委嘱・任命すること。
- オ 調査員の数は、協議会が種目ごとに定めること。
- カ 調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する小学校教科用図書選定資料、また、中学校用教科用図書について再度調査研究を行う場合は、府教育委員会が令和2年度に提示した中学校教科用図書選定資料、並びに、令和3年度に提示した中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を「キ」による調査研究委員会又は協議会に報告すること。
- キ 協議会は、調査員の作成資料を整理検討するため、必要に応じ調査研究委員会を設けることができる。
- ク 調査研究委員会は、調査員、小・中学校の校長・教員、教育委員会の事務局職員のうちから、協議会が委嘱した委員で組織すること。なお、府教育庁職員の助言を求めることができる。
- ケ 調査研究委員会は、教科用図書の選定に関する意見を協議会に具申すること。
- コ 協議会の委員、調査員、調査研究委員会の構成員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者であること。また、自身が委員であることを含め職務上知り得た内容について守秘すること。なお、別紙様式1による誓約書を所属の教育委員会に提出させること。
- サ 令和6年度に使用する教科用図書の採択に関する学校及び教科等研究会の意見については、校長又は研究会の代表者を通じ、資料を付して、それぞれの所属する教育委員会または協議会に申し出ることができるものとする。

(2) 教科用図書選定委員会運営要領

単独採択地区の教育委員会は、教科用図書選定委員会（以下、「委員会」という）を設置し、次の要領によって運営すること。

- ア 委員会は、教科用図書の調査及び研究を行い、教育委員会の諮問に応じて答申すること。
- イ 委員会は、教育委員会が教育委員会事務局職員、管内義務教育諸学校の校長・教員、市立の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者のうちから任命又は委嘱した委員をもって組織すること。
- ウ 委員会の会議において必要な場合には、府教育庁職員の助言を求めることができる。
- エ 委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置くこと。
- オ 教育委員会は、事務局職員並びに所管する小・中学校の校長・教員のうち、当該教科についてすぐれた専門的知識を有する者を調査員に委嘱・任命すること。
- カ 調査員の数は、委員会が種目ごとに定めること。
- キ 調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する小学校教科用図書選定資料、また、中学校用教科用図書について再度調査研究を行う場合は、府教育委員会が

令和2年度に提示した中学校教科用図書選定資料、並びに、令和3年度に提示した中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を委員会に報告すること。

- ク 委員会の委員、調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者であること。また、自身が委員であることを含め職務上知り得た内容について守秘すること。なお、別紙様式2による誓約書を提出させること。
- ケ 令和6年度に使用する教科用図書の採択に関する学校及び教科等研究会の意見については、校長又は研究会の代表者を通じ、資料を付して、教育委員会または委員会に申し出ることができるものとする。
- コ 委員会及び調査研究に要する経費については、教育委員会が負担すること。

3 国立・私立学校における採択について

- (1) 小学校の令和6年度使用教科用図書の採択については、附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、府教育委員会が別に提示する小学校教科用図書選定資料を活用すること。
ただし、学校教育法施行規則第50条第2項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立小学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。
- (2) 中学校の令和6年度使用教科用図書の採択については、無償措置法第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和5年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和2年度及び令和3年度の採択基準に準じて行うこと。
ただし、学校教育法施行規則第50条第2項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立中学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。
- (3) 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の採択については、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が別に提示する小学校教科用図書選定資料、令和2年度に提示した中学校教科用図書選定資料、並びに、令和3年度に提示した中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が令和4年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

4 府立の義務教育諸学校における選定について

- (1) 府立中学校における選定については、無償措置法第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和5年度使用教科用図書と同一の教科用図書を選定しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに選定する必要が生じたときは、令和2年度及び令和3年度の選定基準に準じて行うこと。

- (2) 府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。
- ア 児童・生徒の障がいや発達の状態を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。
 - イ 障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。
 - ウ 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の選定にあたっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が別に提示する小学校教科用図書選定資料、令和2年度に提示した中学校教科用図書選定資料、並びに、令和3年度に提示した中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が令和4年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

5 採択の公正確保について

教科用図書の採択は、児童・生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科用図書を決定する重要な行為であることから、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえたうえで、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われる必要がある。そのため、教科用図書の採択に際しては、静ひつな採択環境を確保し、宣伝活動等外部からのあらゆる働きかけに影響されることなく、自主的な調査研究等により公正かつ適正に行うこと。

令和5年度においては、各採択権者による小学校用教科用図書の採択替えとともに、文部科学省による中学校用教科用図書についての検定が行われるため、発行者と健全かつ適切な関係を保つよう特に留意し、教科用図書の採択に一切の疑念を抱かれることのないよう、公正確保の徹底に万全を期すこと。

番号	議案第18号	担当	学校教育部 教育推進課
議案名	令和6年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書（小学校）の採択について		
説明	<p>（趣旨及び内容）</p> <p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、令和6年度使用教科用図書について、全ての教科書について新たに採択するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

発令 　　：昭和38年12月21日法律第182号

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容：令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。
- 3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。
- 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。
- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書については、この限りでない。